

5. 道路占用許可の特例、河川敷地占用許可制度、都市公園占用許可の特例

5-1. 道路占用許可特例制度 H23- (法第 46 条第 10・11 項 法第 62 条)

1. 制度の背景・目的

- 全国の都市では、まちの利便性を高めるための施設や設備の設置、まちのにぎわいを創出するためのイベントの開催等に際して、建物が建て込んでいて民地内で適地の確保が困難なケースが多く、道路等の公共空間を活用したいとのニーズが高まりつつあります。
- こうしたニーズを受けて、これまでも通知等で、道路占用許可の運用の弾力化が図られてきました。

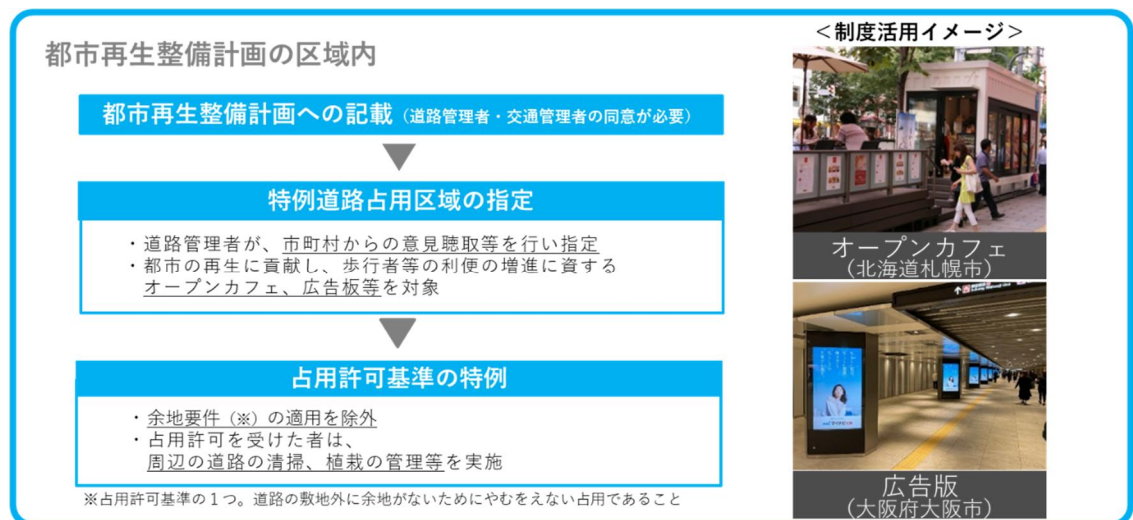
- 食事施設等は原則として道路占用許可の対象ではありませんでしたが、平成 17 年 3 月の通知により、「地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組む路上イベント」に伴うオープンカフェの設置が認められました。
※国土交通省道路局長通知「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（国道利第 28 号、平成 17 年 3 月 17 日）
- 平成 18 年 11 月の通知により、放置自転車対策として道路管理者が設置する自転車駐車器具の占用が認められました。
※国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」（国道利第 31 号、平成 18 年 11 月 15 日）。
- 平成 20 年 3 月の通知により、「地域における公共的な取組み」（地域の活動主体が行う、地域の活性化やにぎわいの創出等に寄与する、営利を主目的としない活動：道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋の整備・管理、路上イベント等）の費用の確保を目的とした、既存物件に添加する広告物等の占用が認められました。
※国土交通省道路局長通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（国道利第 22 号、平成 20 年 3 月 25 日）

- 平成 23 年の法改正に伴い、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして都市再生整備計画に記載した施設等については、道路占用許可の基準が緩和されることになりました。

- 個別の占用許可に際しての基準が緩和されます
 - 通常、占用許可の審査の際に課される基準のうち、「無余地性の基準」（道路外に余地が無くやむを得ない場合であること）が問われなくなります。
- 個別の占用許可の協議・調整が円滑になります
 - これまで、占用しようとする者は、そのたびごとに関係部局に説明する必要がありました。一方、新たな制度の下では、関係部局間で調整の上、都市再生整備計画に位置づけることにより、個別の協議・調整が円滑に進むことが期待されます。

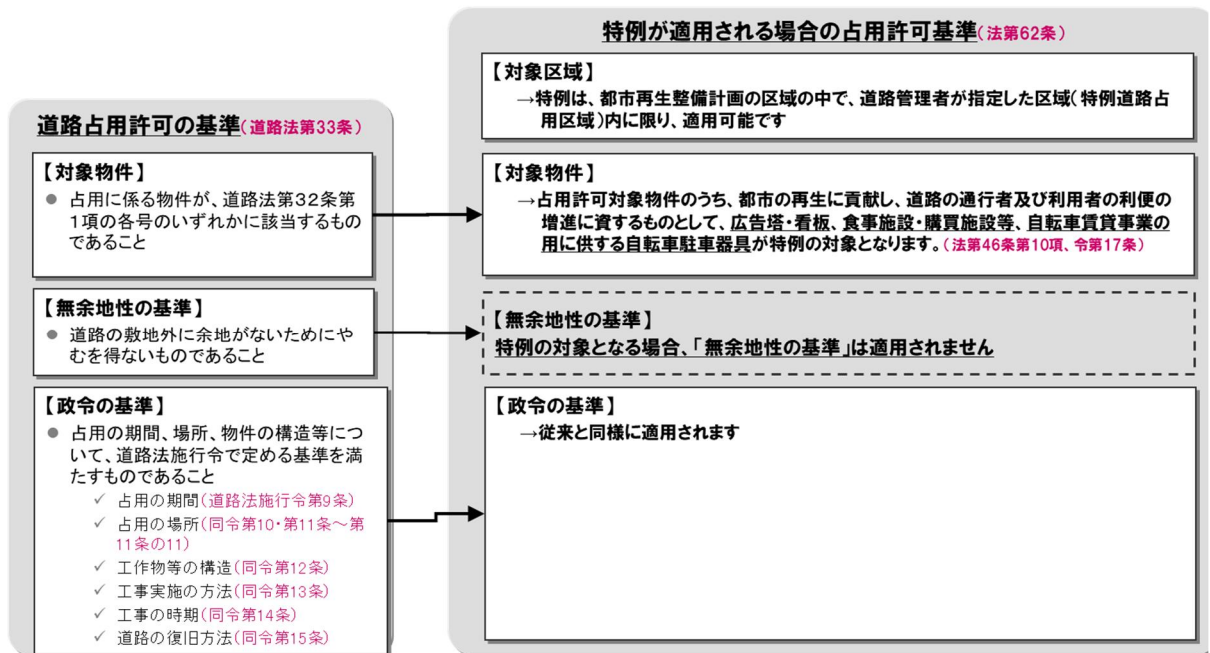
- これにより、道路空間を活用したまちづくりを推進しやすくなると考えられます。

- 道路や地下道の空間を利用してオープンカフェを展開し、まちの回遊性・にぎわいを高めることができます。
- 道路区域内に看板や広告塔を設置し、良好な景観の形成や風致の維持に役立てることができます。



II. 制度の概要

- 通常、道路の占用は、道路外に余地が無くやむを得ない場合にしか許可されません（道路法第33条第1項：無余地性の基準）が、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、占用許可にあたり「無余地性の基準」の適用が除外される道路占用許可の特例を受けることができます。



■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、占用許可対象物件のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものである、広告塔・看板、食事施設・購買施設等、自転車賃貸事業の用に供する自転車駐車器具の3種類です。

道路占用許可対象物件

(道路法第32条第1項)

- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等
- 水管、下水道管、ガス管等
- 鉄道、軌道等
- 歩廊、雪よけ等
- 地下街、地下室、通路、浄化槽等
- 露店、商品置場等
- その他政令で定めるもの

(以下、道路法施行令第7条)

- ✓ 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- ✓ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ✓ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- ✓ 工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設
- ✓ 土石、竹木、瓦その他の工事中材料
- ✓ 防火地域内で、耐火建築物の工事中必要となる仮設建築物
- ✓ 市街地再開発事業、防災街区整備事業の施行区域内に居住する者で、事業施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- ✓ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
- ✓ トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗等の施設
- ✓ 都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫など
- ✓ 応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- ✓ 道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
- ✓ 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び自動車修理所
- ✓ 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設などで、災害応急対策的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

このうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものとして、以下が特例の対象となります。(法第46条第10項、令第17条)

①広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすものは、幅広く対象になります。例えば、オープンカフェ、小規模売店、案内所、休憩所などが想定されます。

③自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

【注】 無余地性の基準が除外されるのは上記施設に限られます。

上記以外の施設については従来通り無余地性の基準が適用されますが、ベンチ、花壇、街灯など従来から道路区域内で道路占用許可を得て設置することが可能な物件については、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占用許可を申請した上で設置することは可能です。

(路政課事務連絡)

■ 「政令の基準」とは

① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（景観形成広告塔等）の場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること（第1-1-(1)） ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること（第1-1-(2)）
占用の場所	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること【令第21条第1号で規定】（第1-2-(1)） <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上（道路構造令第10の2第2項） ・ 歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上（道路構造令第11条第3項） ● 広告塔の地面に接する部分は車道以外の道路の部分（第1-2-(1)） ● 原則として交差点等の地上に設けないこと（第1-2-(2)） ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること（第1-2-(3)） ● 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること（第1-2-(4)） ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること（第1-2-(5)） ● 特例を受ける場合、「④S44 広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第1-1） ● 禁止場所のうち、「今後改築済となる道路の区間」及び「高架構造(横断歩道橋を含む)」（第4-(2)・(3)イ）
占用の期間	道路法施行令第9条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる
工事実施の方法	道路法施行令第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適當な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占用施設の構造	道路法施行令第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること 等

	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること (第1-3-(1)) ● 車両の運転者の視野を妨げないものであること (第1-3-(2)) ● 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること【令第21条第2号で規定】 (第1-3-(3)) ● 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注意することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること (第1-3-(4)) ● 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること (第1-3-(5)) ● 特例を受ける場合、「S44 広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第1-1) ● 設置方法に関するすべての規制 (第5) ● 構造色彩等のうち以下の規制 <ul style="list-style-type: none"> ● 路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色に限る (第6-(2)後段) ● 路上広告物等は、電光式、照明式であってはならない (第6-(3))
	S44 広告物等占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと (第6-(2)前段) ● 反射材料式でないこと (第6-(3)) ● デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること (第6-(4))
占用主体	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第1-4) 等
占用の許可の条件	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す <ul style="list-style-type: none"> ● 広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと (第1-5-(1)) ● 表示内容が、公序良俗に反するものでないこと (第1-5-(2))

「H23 占用特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日、国道利第22号)

「S44 広告物等占用許可基準」

→建設省道路局長通知「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日、建設省道政発第52号)

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること (第 2-1-(1)) ● 提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること (第 2-1-(2)) ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること (第 2-1-(3))
	H23 食事施設等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること (2-(1)) ● 販売される物品又は提供されるサービスが、道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること (2-(2)) ● 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと (2-(3))
占用の 場所	道路法施行令 第 11 条の 7	<ul style="list-style-type: none"> ● 地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車歩行者道：交通量が多い道路は 4m 以上、その他の道路は 3m 以上 (道路構造令第 10 の 2 第 2 項) ● 歩道：交通量が多い道路は 3.5m 以上、その他の道路には 2m 以上 (道路構造令第 11 条第 3 項) ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ● 原則として交差点等の地上に設けないこと 等
	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること (第 2-2) 等
	H23 食事施設等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること (3-(5))
占用の 期間	道路法施行令 第 9 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は 5 年以内 <p>※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる</p>
工事実施 の方法	道路法施行令 第 13 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占有物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の 時期	道路法施行令 第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占有工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の 復旧方法	道路法施行令 第 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと

占用施設 の構造	道路法施行令 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること ● 必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること
	H23 食事施設等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の運転者の視野を妨げないものであること (4-(3)) ● 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示又は塗装しないこと (4-(4)-ア) ● 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺的环境と調和するものであること (4-(4)-イ)
占用主体	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第2-3) 等 ● 特例を受ける場合、「②H23 食事施設等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第2-1) ● 占用主体は、①地方公共団体、②地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等、③食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者に限る。③の場合、占用許可申請書に地方公共団体の意見を付すこと (5-(1)~(3))
占用の 許可の 条件	H23 食事施設等占用許可 基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す <ul style="list-style-type: none"> ● 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと (6-(1)) ● 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること (6-(2))
その他	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例を受ける場合、「H23 食事施設等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第2-1) ● 近隣の住居・店舗等の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書を、占用許可申請書に付すこと (7-(3))

「H23 占用特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日、国道利第22号)

「H23 食事施設等占用許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日、国道利第20号)

③自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること (第3-1-(1)) ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること (第3-1-(2)) ● 提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものでないこと (第3-1-(3))
占用の場所	道路法施行令第11条の10	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道以外の道路の部分であること ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上 (道路構造令第10の2第2項) ○ 歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上 (道路構造令第11条第3項) ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ● 原則として交差点等の地上に設けないこと
	H18自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な感覚を確保できる場所であること (3-(1)-カ)
占用の期間	道路法施行令第9条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる
工事実施の方法	道路法施行令第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占有物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占有工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占有施設の構造	道路法施行令第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること
	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないこと (第3-2) <ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること (第3-2)

	H18 自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること (4-(1)) ● 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること (4-(2)) ● 車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること (4-(3)) ● 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること (4-(4)) ● 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること (4-(5)) ● 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないよう、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと (4-(6)) ● 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと (4-(7)) 等
占用主体	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第3-3) ● 特例を受ける場合、「H18 自転車等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第3-1) ● 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする (2-(2)) 等
占用の許可の条件	H18 自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す (5-(2)) <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと ● 自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと ● 不特定多数の者の利用に供すること ● 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること 等

「H23 占用特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日、国道利第22号)

「H18 自転車等占用許可基準」

→国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」(平成18年11月15日、国道利第31号)

■ 特例の適用を受けるための要件

- 占用特例の適用を受けて道路を占用しようとする者は、道路交通環境の維持向上を図るための措置を講ずる必要があります。
 - 道路の占用により、通常の道路管理の水準を超える措置が必要になる場合、その措置は占有者が行う必要があります。例えば、道路空間における廃棄物の清掃は道路管理者の責務であり、現在も一定の頻度で清掃が行われていますが、オープンカフェとして運営していくために、通常の頻度以上に落ち葉やゴミの清掃が求められる場合があります。この場合、当該清掃の措置は占有主体が行う必要があります。
 - 具体的な措置の内容としては、「占用施設（ベンチ、オープンカフェ、サイクルポートなど）周辺の清掃」や「看板を植樹帯に設置する場合の当該植樹の剪定」、「サイクルポートを設置する場合の周辺の放置自転車の整序」などが想定されます。

（以上、国土交通省道路局路政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』平成23年9月より）

■ 占有主体に課せられる義務

- 道路を占有する場合、道路法の規定に基づき、占用料を納付する必要があります。
 - 占用料は、道路の利用によって占有者が受ける利益を徴収するものです。その額については、直轄国道にあっては道路法施行令に、その他の道路にあっては条例により規定されています。

■ その他の道路占用特例制度

- 道路占用許可の特例制度については、余地要件の適用除外として、ここで挙げた都市再生特別措置法に基づく特例制度のほか、国家戦略特別区域における道路法の特例及び中心市街地活性化基本計画に基づく道路法の特例があります。（次頁参照）

■ 道路占用許可の特例制度 比較表

名称	都市再生特別措置法	国家戦略特別区域法	中心市街地活性化法	道路法（ほごみち）
条文（政令）	第62条（政令第17条）	第17条第1項（政令第24条）	第9条第4項（政令第5条）	法第48条の20（政令第16条の3）
制度施行年	平成23年	平成26年	平成26年	令和2年
制度の目的	都市の再生に貢献	産業の国際競争力の強化及び経済活動の拠点の形成に寄与	中心市街地の活性化に寄与	地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築
位置づける計画	都市再生整備計画（市町村が策定）	国家戦略特別区域計画（内閣総理大臣が認定）	中心市街地活性化基本計画（内閣総理大臣が認定）	なし（※ 道路管理者が歩行者利便増進道路を指定）
対象施設	1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの 2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 3 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの 2 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 3 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 4 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 5 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物 イ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ウ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの 2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの 3 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの	1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの 2 ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの 3 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの 4 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの 5 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 6 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの イ 広告塔その他これに類する工作物 ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設 ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

※本手引きで解説

III. 制度活用のメリット

- 道路管理者にとっては、民間の力を活用して、道路交通環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、道路空間を有効活用することで、まちに、にぎわいを創出することができます。
- 占用主体（まちづくり団体等）にとっては、道路区域を活用したまちなにぎわい創出のための活動ができます。
 - 占用主体は、収益の有無にかかわらず、占用許可申請に際して添付した「道路交通環境の維持・向上を図るための措置」を行う必要がありますが、占用物件を用いて得られた収益については、用途の制限はありません。（まちづくりのためのさまざまな活動－例えば、ベンチ・街灯等の設置・管理、まちづくり団体の運営経費等－に充てることもできます。）

IV.制度活用の手続き

【注】 以降で参照している通知の正式名称は以下の通りです。なお、本手引きでは、国が国の機関に対して示す「通達」及び地方公共団体に対して示す「技術的助言」をあわせて「通知」と呼称しています。

- 「道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日、国道利第22号）

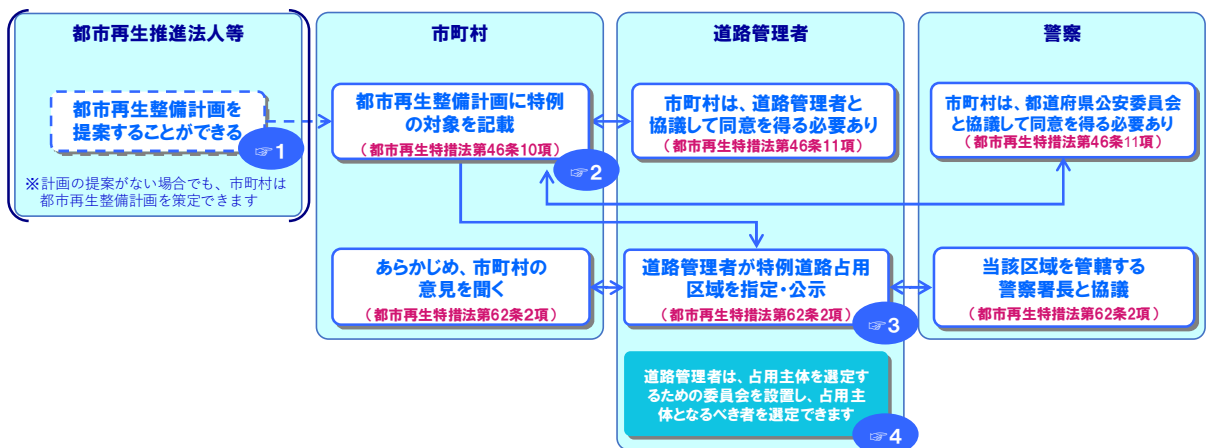
- 「道路法施行令に関する路政課長通知」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日、国道利第20号）

- 「警察庁交通局長通達」

→警察庁交通局長「都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について」（平成23年10月20日、警察庁丙規発第24号）

■ 都市再生整備計画の提案～特例道路占用区域の指定まで



1 都市再生推進法人等が、都市再生整備計画を提案

※提案がない場合でも、市町村は都市再生整備計画を策定できます

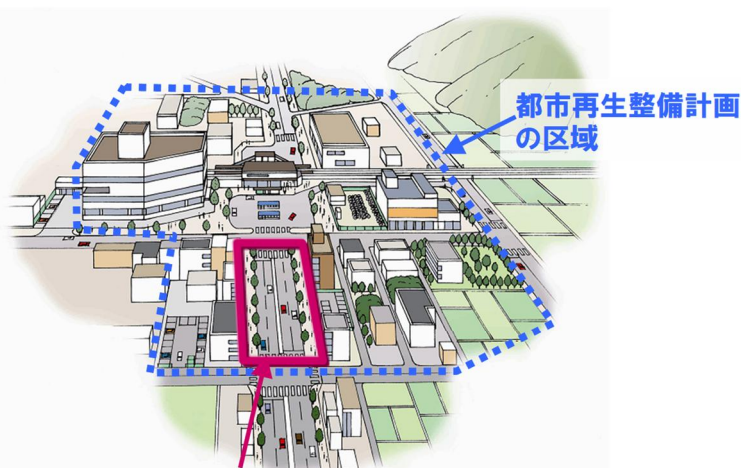
- 都市再生推進法人等は、都市再生整備計画を提案しようとする場合、事前に市町村の都市再生整備計画を所管する部署に当該制度の活用意向を伝え、意見を聴取しておくことが望ましいです。市町村は、都市再生推進法人より当該制度の活用意向が示された場合、必要な意見を述べたり、助言したりすることが望まれます。
- 令和2年の法改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカーブル事業）の実施主体又は実施しようとする者も提案することができるようになりました。（P.25）
- 道路空間を活用して活動するなど行政側の関係者が多数になると見込まれる場合、あるいは、都市再生推進法人等がアイデア段階から行政側と意見交換し、当該制度の活用検討を進めていく場合などは、行政側は、例えば市町村都市再生協議会を設置するなど、効率的かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいです。

2 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」を占用許可を得て道路区域内に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができます。(法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を、物件ごとに記載する必要があります。
(法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得る必要があります。(法第 46 条第 11 項)
 - 道路管理者は、特例道路占用区域を指定し、無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等を考慮して、同意の判断を行います。(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 都道府県公安委員会は、当該施設の設置が交通に与える影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意の判断を行います。(警察庁交通局長通達)

3 道路管理者が、特例道路占用区域を指定

- 市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は、計画に記載された施設の種類の種類ごとに、特例道路占用区域を指定します。(法第 62 条第 3 項)
- 道路管理者は、上記区域を指定しようとする場合、市町村の意見を聞くとともに、当該区域を管轄する警察署長に協議する必要があります。(法第 62 条第 2 項)
 - 市町村には、当該区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聞きます。
(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 所轄警察署長は、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れます。(警察庁交通局長通達)



道路占用許可の特例を活用する予定区域
(都市再生整備計画に記載)

これをもとに、道路管理者が特例道路占用区域を指定

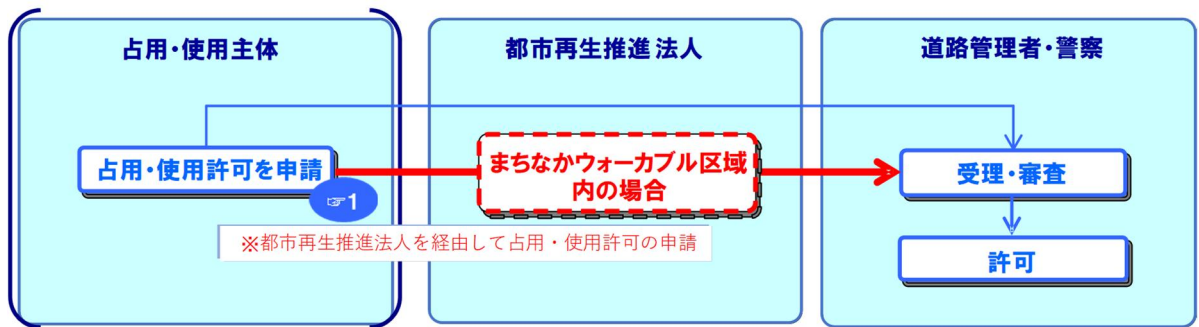
※記載方法のイメージは、P.50を参照。

- 道路管理者は、上記区域を指定した場合、以下3点を、事務所への備え付け、ホームページへの掲載等の方法により公示する必要があります。[\(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知\)](#)
 - ① 都市再生特別措置法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨
 - ② 特例道路占用区域（図面）
 - ③ 当該区域に設けることのできる施設の種類（広告塔・看板／食事施設・購買施設等／自転車賃貸事業の用に供する自転車駐車器具）

4 公募、選定委員会による審議

- 特例道路占用区域を指定した道路管理者は、占用主体を選定するための委員会（選定委員会）を設置し、施設等の設置に係る募集要領を策定、提案募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者を選定することができます。
[\(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知\)](#)
- ただし、特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合や、特例道路占用区域への占有希望者が1者しか想定されない場合は、一連の手続きを省略しても差し支えないこととされています。[\(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知\)](#)
 - 具体的には、都市再生整備計画の決定段階において、同等の手続きにより公平性の確保がされた上で事業主体が定められている場合など。[\(路政課事務連絡\)](#)

■ 道路占用許可申請～許可まで



① 道路占用許可手続

- 特例道路占用区域内で指定された施設の場合、占用許可の審査にあたり「無余地性の基準」(道路の敷地外に余地が無いためにやむを得ないものであること)の適用が除外されます。ただし、特例が適用されるのは都市再生整備計画の計画期間内に限られます。(法第 62 条)
- 滞在快適性等向上区域(通称:まちなかウォークアブル区域)内では都市再生推進法人を経由して道路の占用許可の申請手続きが可能です。(P.23)
- 申請に際しては、従来と同様、道路法第 32 条第 2 項で定められた以下の事項を記載した書類を提出する必要があります。

- | | | |
|------------|-----------------|-----------|
| ➤ 道路の占有の目的 | ➤ 道路の占有の場所 | ➤ 工事实施の方法 |
| ➤ 道路の占有の期間 | ➤ 工作物、物件又は施設の構造 | ➤ 工事の時期 |
| | | ➤ 道路の復旧方法 |

※直轄国道における占用許可申請書のフォーマットは、国土交通省のウェブサイトよりダウンロードすることができます。

<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html>

- さらに、「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を記載した書面を添付する必要があります。(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 書面では、当該措置の実実施計画(範囲、頻度、方法など)を記載する必要があります。(国土交通省道路局路政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』平成 23 年 9 月より)
- 道路管理者は許可にあたり、「道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」ために必要な条件を付すことができます。(道路法第 87 条第 1 項、都市再生特措法第 62 条第 5 項)
 - 具体的には、以下の点に関する条件を付すことが考えられます。(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の履行を担保すること
 - 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること
 - 都市再生整備計画の変更・廃止もしくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること

2 道路使用許可手続

- 道路に施設等を設置する場合、道路管理者による占用許可とともに、所轄警察署長の使用許可を受ける必要があります。
- まちなかウォークアブル区域内では都市再生推進法人を經由して道路の使用許可の申請手続きが可能です。（P.23）
- 警察署長は、交通の妨害となるおそれがない場合、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなる場合、または公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合には許可をする必要があります（許可証を交付します）。その際、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができます。
(道路交通法第 77 条)
- 通達では、使用許可を行うにあたり、食事施設等は長期間の占用となることが想定されるため、当該食事施設等の設置が直接的に交通の妨害となるおそれがない場合であっても、継続的な営業に伴い、利用者等による慢性的な混雑を発生させることが予想される場合等には、交通の安全と円滑を確保するための自主的な措置を講ずること等の必要な条件を付すこと、とされています。(警察庁交通局長通達)

【注】 食事施設の場合、道路占用許可、道路使用許可のほかに、原則として「食品営業許可」が必要となります。(食品衛生法第 52 条)

- 営業所所在地を管轄する保健所を通じて都道府県知事に申請します。
- 食品営業許可の基準は、都道府県が条例により定めています。都道府県によっては、短期間で行われるものなどについては、通常の営業許可ではなく、管轄の保健所への臨時の出店に関する届出・申請の上、保健所の指導を受けることなどとしている地域もありますので、詳細は管轄の保健所にお問い合わせ下さい。

参考：都市再生整備計画に記載する「道路占用許可の特例を活用する予定区域」のイメージ

- 市町村は、道路占用許可の特例を活用しようとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得た上で、都市再生整備計画に、特例を活用しようとする施設の種類と、当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の内容を記載する必要があります。
- ただし、道路管理者・都道府県公安委員会の同意を得るためには、施設の種類だけでなく、その設置場所もある程度具体的に決めておく必要があると考えられます。そこで、都市再生整備計画には、道路占用許可の特例を活用する予定区域として、下図のような内容を記載してください。
- 道路管理者は、この記述を参考に、都市再生整備計画の区域内で施設の種類ごとに、特例の対象となる道路の区域（特例道路占用区域）を指定します。

都市再生整備計画における区域の記載イメージ（参考図）

